

令和2年5月18日

岐阜県立岐阜北高等学校  
生徒・保護者の皆様へ

## 岐阜北高校の学校再開の方針及び今後のスケジュールについて

県立岐阜北高等学校  
校長 鈴木 健

世界的に蔓延する新型コロナウイルス感染症対策としての休校措置に対して、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

大型連休以降の収束状況等を踏まえ、5月14日（木）に岐阜県が緊急事態宣言対象区域から外れ、翌15日（金）の「岐阜県教育推進協議会」において、学校再開の方針が確認されたことを受け、本校は下記の要領で段階的に学校を再開する予定です。

なお、緊急事態措置等の一部解除は、コロナウイルスを完全に克服したのではなく、「新しい日常」として、教育活動や経済活動と感染防止策と同時に進めるものです。生徒の安全を第一に、県教委が示す「学校における新型コロナウイルス感染症対応＜学校再開ガイドライン＞（別添）」に沿って、感染防止対策に取り組みながらの学校再開となりますので、様々な制約の中での教育活動となることをご理解ください。

### 記

#### 1 再開に向けたスケジュール（詳細はこの後順次、HPにてお知らせします）

##### (1) 登校日（1年生：5月27日（水）、2年生：5月28日（木）、3年生：5月29日（金））

- ・午前中は奇数番号、午後は偶数番号の生徒を対象とします。
- ・LHRを実施し、提出物の回収、今後の予定の説明、教科書販売（1年生）、写真撮影（2・3年生）、必要に応じ個人面談等を実施します。
- ・登校時に正面玄関前にて、健康チェック及び手消毒を行います。
- ・保護者による校内への車の送迎も可とします。なお、早田大通（正面側）の歩道の工事、本館棟の外壁工事等が始まるため、学校内や周辺の混雑が予測されます。できるだけ学校から離れた場所で昇降の方が、利便性が高い可能性があります。

##### (2) 分散登校（6月1日～13日予定）

4月に示された時間割に沿って、午前中は奇数番号、午後は偶数番号の生徒が登校し、20人程度の規模で半日授業を受けます（翌週は奇数・偶数を入れ替えます）。

- ・40分授業を3～4時間受講します。昼食の時間はありません。入れ替えの時間を十

分に確保し、その間に清掃や消毒を行います。

- ・各クラスの時間割に沿って実施し、1週目に受講しなかった授業を翌週受講します。

### (3) 通常授業（6月15日～を予定）

健康チェック等の感染防止策を継続した上で、通常の時間割で授業を実施します。

- ・学年別による時差登校を検討しています。
- ・部活動の再開を想定していますが、別途、県教育委員会から連絡があります。大会等の実施は、高体連等が示すガイドラインに従い、部活再開後に十分な練習期間を設ける予定です。
- ・なお、今後の県内や国内の感染状況も踏まえ、通常授業の開始日が予定より遅れる可能性はあります。

## 2 学校再開後の学校行事等について（今後、適宜 HP に掲載していきます）

### (1) 前期中間考査（5月26-29日実施予定→7月上旬に変更）

休校中の家庭学習の成果と、再開後の学習の定着状況を確認するため、1ヶ月程度遅らせて考査を実施する予定です。課題学習は提出物を仕上げることを目的にするのではなく、理解と学力向上を目標として、また、考査は順位や成績にこだわるのではなく、自身の学力を客観的に把握し、今後の学習に活かすことを目的に準備をしてください。

各教科の試験範囲は、学校再開後に改めて周知します。

### (2) 修学旅行・遠足（6月29-7月3日予定→3月下旬）

6月 日から計画されていた修学旅行は、県教委の「中止または延期」の決定を受け、航空機の確保や現地の受け入れ体制、学校行事等との関係から、3月22日～26日を実施日として日程を確保しています。この日に実施できない場合は中止となります。

1年生の遠足も秋以降に延期、3年生は授業時間の確保のため中止とします。

### (3) 文化祭・体育大会（9月7-9日予定）

県教委の「中止または延期」、さらに「感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わない」との決定を受け、「3密」状態を回避した実施計画の策定が可能か、代替行事はないか等、開催の可否含め実施方法を検討します。

### (4) その他

その他の行事含めて、詳細については、適宜お知らせするとともに、近日中に6・7月の行事予定表（案）をHPに掲載します。また、通常授業再開時をめぐり、新型コロナ対応による修正版「令和2年度年間計画表」を提供させていただきます。

### 3 学校再開後、生徒に感染者及び濃厚接触者が発生した場合

「学校における新型コロナウイルス感染症対応<学校再開ガイドライン>」に沿って、保健所等と連携しながら、その指揮下で必要な措置を実施します。

#### (1) 生徒が感染した場合

- ・本人を出席停止（保健所が指示する期間）とするとともに、その生徒が在籍する学級は休業（必要期間）とし、関係者の検査及び経過観察を行います。学校は一時的に臨時休業とし、保健所と連携しながら、濃厚接触者の特定や消毒作業を行った後に再開します。

#### (2) 同居家族及び生徒が濃厚接触者と指定された場合

- ・保健所が指示する期間、本人を出席停止とします。

#### (3) 生徒が発熱等のかぜの症状が出た場合

- ・本人に対し、学校医と相談して決定した期間を出席停止とします。なお、症状が続く場合は相談センターへ相談し検査等を行い、感染の有無を確認します。

以上、学校の再開にあたっては、学習支援や進路相談の他、健康管理、心のケアも併せて進めてまいりますので、心配なこと等がありましたら、小さなことでも遠慮なくご相談ください。